記載例

＜法人事業税の課税標準及び税率＞

○税率は裏面をご覧ください。
なお、算定期間が１年未満の超過税率の判定は、年4,000万円（所得課税法人）又は年３億2,000万円（収入金額課税法人）に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは切り上げます。

(例) 令和６年４月１日から令和６年11月20日…８ヶ月(切り上げ)
40,000,000円 × ８ヶ月 ÷ 12 ＝ 26,666,666円
記載例の場合、所得金額の総額が27,412,010円で26,666,666円を超えているため法人事業税の「①の税率」を適用します。

○算定期間が１年未満の場合には、裏面早見表により読み替えてください。この場合に、月数は暦に従って計算し、**１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り上げます。**

(例) 令和６年４月１日から令和６年11月20日…８ヶ月(切り上げ)
㉙欄　4,000,000円 × ８ヶ月 ÷ 12 ＝ 2,666,666円
㉚欄　8,000,000円 × ８ヶ月 ÷ 12 ＝ 5,333,333円
5,333,333円 − 2,666,666円 ＝ 2,666,667円
㉛欄　27,412,010円 − 5,333,333円 ＝ 22,078,677円

＜特別法人事業税の課税標準＞

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書（第６号様式別表14）

摘要			所得割の課税標準	税率（100）	基準法人所得割額
所得割	所得金額総額	①	27,412,010		
	年400万円以下の金額	②	2,666,000	3.5/100	93,300
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③	2,666,000	5.3/100	141,200
	年800万円を超える金額	④	22,078,000	7.0/100	1,545,400
	計　②＋③＋④	⑤	27,410,000		1,779,900
	軽減税率不適用法人の金額	⑥	000	/100	000

1　この表は、法人事業税で①の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式に添付してください。
2　「税率」の各欄は、法人事業税の**②の税率**を記載してください。

＜所得金額の計算＞

法人税申告書別表四

仮計	26	30,560,728
寄附金の損金不算入額	27	10,548
法人税額から控除される所得税額	29	125,254
税額控除の対象となる外国法人税の額	30	
合計	34	30,696,530
契約者配当の益金算入額	35	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38	
差引計	39	30,696,530
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	44	△　3,284,520
総計	45	27,412,010
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	51	△
所得金額又は欠損金額	52	27,412,010

欠損金等の控除明細書（第６号様式別表９）

事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
年　月　日から 年　月　日まで			
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	2,500,963	2,500,963	0
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	783,557	783,557	0
計	3,284,520	3,284,520	0

○法人税申告書別表４の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合は⑳欄に記載してください。
○電気・ガス供給業を行う法人、医療法人、外国で事業を行う法人、非課税事業を行う法人、特定目的会社及び投資法人等は、㊸から㊽欄は記載しないで、第６号様式別表５を提出してください。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					／	012345678	

宮城県の課税番号を記載してください。

受付印

令和７年１月19日
宮城県〇〇県税事務所長　殿

法人番号	8000020040002
この申告の基礎	法人税の　年　月　日の　申告・修正・更正・決定・再更正　による。
申告年月日	年　月　日
所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	仙台市青葉区本町三丁目８－１ （電話　022－211－2111　）
事業種目	卸売業
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	20000000
同上が１億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	20000000
期末現在の資本金等の額	20000000
(ふりがな)	みやぎしょうじ
法人名	株式会社　宮城商事
(ふりがな)	みやぎ　たろう
代表者氏名	宮城　太郎
(ふりがな)	あおば　はなこ
経理責任者氏名	青葉　花子

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 20 日までの 事業年度分又は連結事業年度分の 道府県民税・事業税・特別法人事業税 の 確定 申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率（100）	税額
所得割	所得金額総額（㊳－㊴）又は別表５㊱	㉘	27412010		
	年400万円以下の金額	㉙	2666000	3.75/100	99900
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	2666000	5.665/100	151000
	年800万円を超える金額	㉛	22078000	7.48/100	1651400
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	27410000		1902300
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		00

合計事業税額　㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴	㊵	1902300			
事業税の特定寄附金税額控除額	㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷	
差引事業税額　㊵－㊶－㊷	㊸	1902300	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸－㊹－㊺	㊻	1902300
㊻の内訳　所得割	㊼	1902300	付加価値割	㊽	00
㊻の内訳　資本割	㊾	00	収入割	㊿	00
㊻のうち見込納付額	(51)		差引　㊻－(51)	(52)	1902300

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(53)	1779900	37.0/100	658500
収入割に係る特別法人事業税額	(54)	00		00
合計特別法人事業税額（(53)＋(54)）	(55)			658500

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(56)		差引特別法人事業税額(55)－(56)	(57)	658500
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(58)	658500	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(59)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額(57)－(58)－(59)	(60)	658500	(60)のうち見込納付額	(61)	
差引　(60)－(61)	(62)				

所得金額の計算の内訳			
	所得金額（法人税の明細書（別表4）の（34））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（42））	(63)	30696530
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(64)	
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(65)	
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(66)	
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(67)	
	仮計　(63)＋(64)＋(65)－(66)－(67)	(68)	30696530
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	(69)	3284520
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（52））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（55））		(70)	27412010
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		(71)	
還付請求　中間納付額		(72)	

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（1050000） 7016202	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額　①＋②－③＋④	⑤	7016000	
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000	
法人税割額　（⑤又は⑥×1.8/100）	⑦	126288	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額　⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	126200	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額　⑬－⑭－⑮	⑯	126200	
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	7月	
均等割額　55,000円×⑰/12	⑱	32000	
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00	
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑱－⑲	⑳	32000	
この申告により納付すべき道府県民税額　⑯＋⑳	㉑	158200	
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引　㉑－㉒	㉓	158200	
東京都に申告する場合の⑦の計算　特別区分の課税標準額	㉔	000	
同上に対する税額　㉔×/100	㉕		
市町村分の課税標準額	㉖	000	
同上に対する税額　㉖×/100	㉗		
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		20000000	
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		7016202	
決算確定の日		令和７・１・18	
解散の日		・　・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・　・	
申告期限の延長の処分（承認）の有無		事業税　有・[✓ 無]	法人税　有・[✓ 無]
法人税の申告書の種類		[✓ 青色]・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・　・ ・　・	
翌期の中間申告の要否		[✓ 要]・否	国外関連者の有無　有・[✓ 無]
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号（普通・当座）	

関与税理士署名

（電話　　）

＜法人税割の課税標準及び税率＞

○税率は裏面をご覧ください。
なお、算定期間が１年未満の超過税率の判定は、年1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは切り上げます。

(例) 令和６年4月1日から令和６年11月20日…８ヶ月(切り上げ)
10,000,000円 × ８ヶ月 ÷ 12 ＝ 6,666,666円
記載例の場合、課税標準となる法人税額が7,016,000円で6,666,666円を超えているため法人県民税（法人税割）の「①の税率」を適用します。

法人税申告書別表一

所得金額又は欠損金額	1	27,412,010
法人税額	2	5,966,202
法人税額の特別控除額	3	
法人税額計	9	1,050,000 5,966,202

○法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載してください。

＜均等割の税率＞

○事務所等を有していた月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。
○税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。